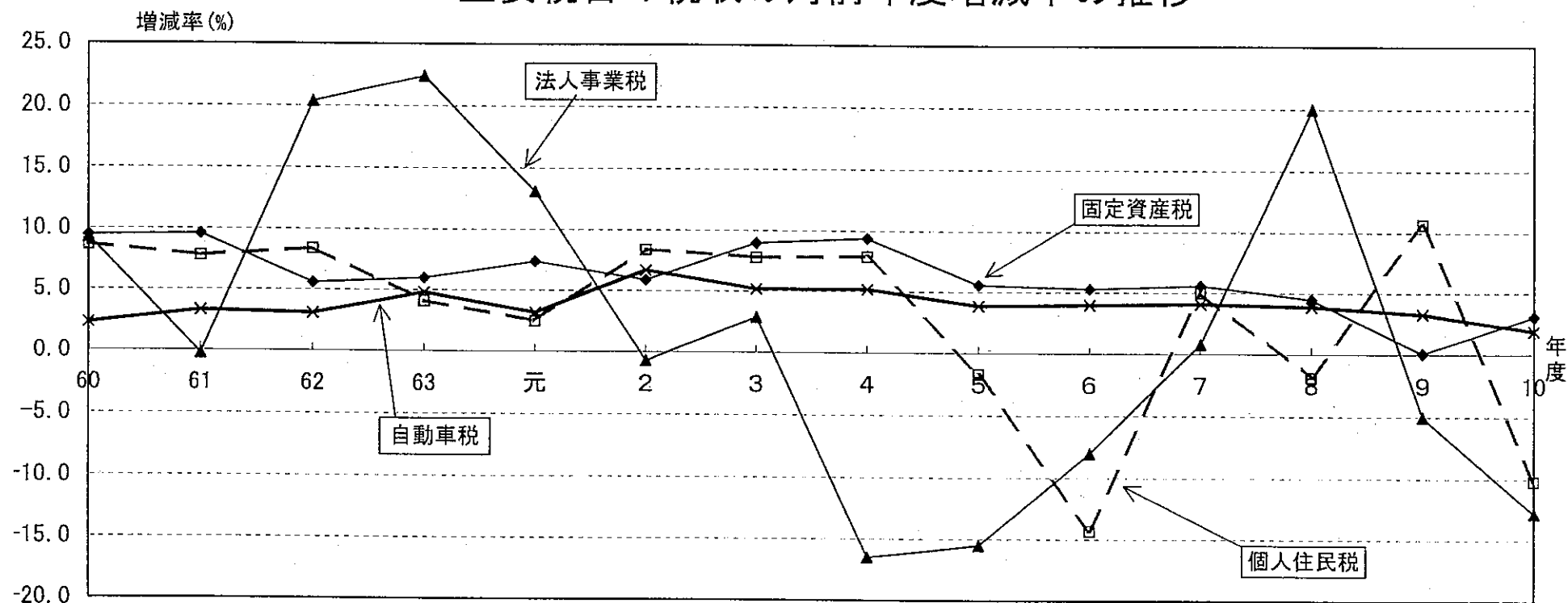
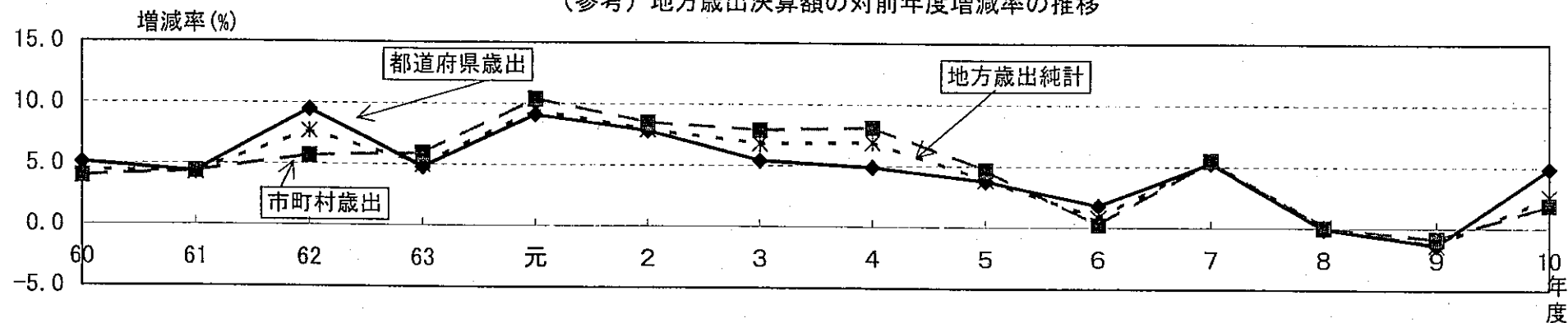


主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

(参考) 地方歳出決算額の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東 京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大 阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛 知	5,010	5,538	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2

全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,295	42,114	-22,649	-35.0
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※各年度とも決算額による。

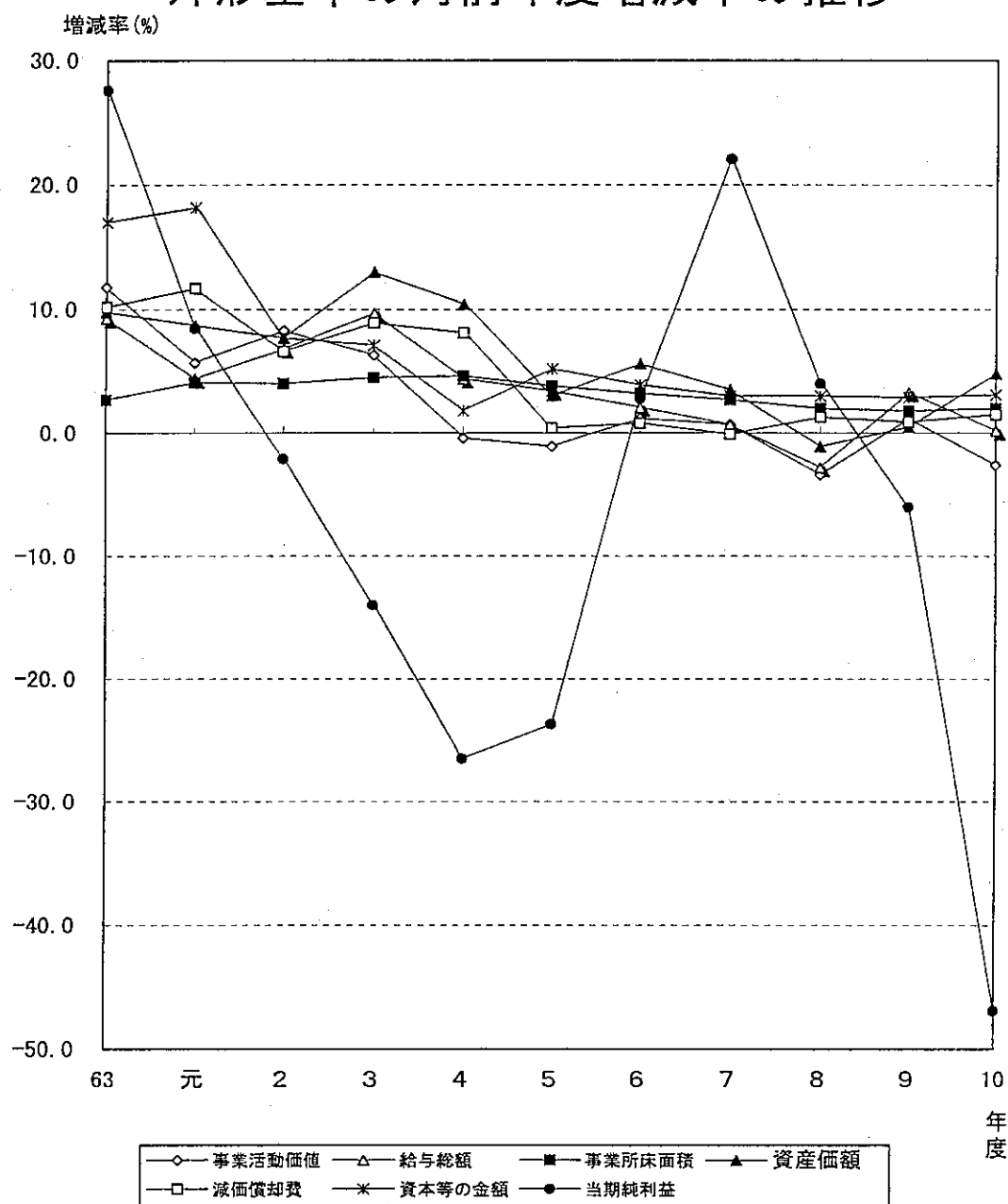
利益法人及び欠損法人の状況

(平成10年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,450,418	824,113	33.6	1,626,305	66.4
資本金1億円以下	2,421,271	809,046	33.4	1,612,225	66.6
資本金1億円超	29,147	15,067	51.7	14,080	48.3

(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

外形基準の対前年度増減率の推移



(備考)

- 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調書」(自治省調べ)により、その他は「法人企業統計年報」(大蔵省調べ)による。
- 各指標は、次のデータを用いた。
 - 事業活動価値………税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 - 給与総額………役員給与、従業員給与及び福利厚生費の合計額
 - 事業所床面積………法人が所有する家屋床面積の総数
 - 資産価額………その他の有形固定資産(有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。)
 - 減価償却費………減価償却費(特別減価償却費を除く。)
 - 資本等の金額………資本金及び資本準備金の合計額
 - 当期純利益………税引前当期純利益

各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４年～８年（度）の平均値
所得（都道府県課税状況調による所得）	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

（参考） 資本等の金額 １０５兆円程度

- （注）１．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
- ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
- ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
- 利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調書」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
- なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
- ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

平成11年12月16日
政府税制調査会

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(5) 外形標準課税

（略）外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることとなります。さらに、経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます。

このように、外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たっての諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。

また、このような具体的な検討を進めることを通じ、外形標準課税の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要があると考えます。

地方消費税の概要

（地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。）

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度決算額 2兆5,504億円 平成12年度収入見込額 2兆5,438億円（地財ベース）

※ 地方消費税の清算の基準

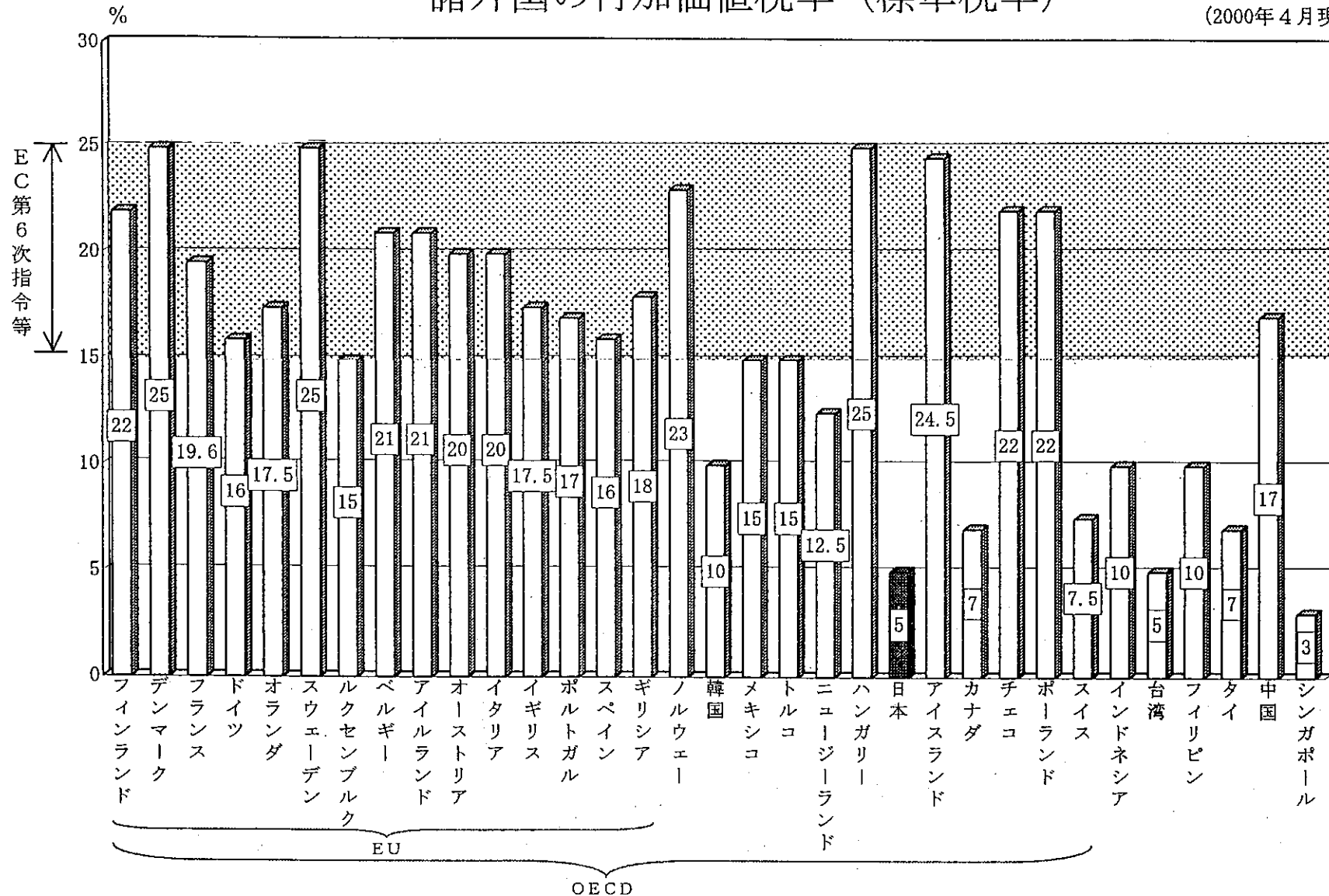
指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成6年11月1日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

諸外国の付加価値税率（標準税率）

（2000年4月現在）



- （備考）1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税（地方税）である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。（例：オンタリオ州8%）
 3. オーストラリアにおいては、税率10%の財貨・サービス税（付加価値税）が2000年7月1日から施行される予定（導入法は、99年7月8日に成立）。
 4. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市8.25%）
 5. EC第6次指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

固定資産税の概要

課税主体	全 市 町 村 (東京 2 3 区の区域内は東京都が課税)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (参考) 土 地 : 1 億7,704 万筆 家 屋 : 5,970 万棟
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (参考) 土 地 : 3,678 万人 家 屋 : 3,491 万人 償却資産 : 411 万人
課税標準	価 格 (適正な時価) ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え 小規模住宅用地 価格の1/6(平5以前 1/4) 一般住宅用地 価格の1/3(平5以前 1/2)
税率	標準税率 1. 4 % 制限税率 2. 1 %
市町村税入	平成10年度 決 算 額 総 額 土 地 : 3兆7,543億円 家 屋 : 3兆5,113億円 償却資産 : 1兆7,542億円 9 兆 0, 1 9 8 億円

(注) 市町村税収入は平成10年度決算額、その他は平成11年度実績である。

固定資産税の土地評価と課税の経緯

<平成5年度まで>

評価

- ① 公的土地評価間、各市町村間、各土地間で評価水準に大きな格差
- ② 評価額は3年間据置

課税

評価替えの翌々年度に課税標準額が評価額に追いつく(評価額課税)負担調整措置

※ 地価上昇期には、評価額の3年据置制度は納税者にとって有利

<平成6年度～平成8年度>

評価

- ① 7割評価の実施 ← 公的土地評価の均衡化・適正化の要請
(土地基本法など)
- ② 評価額は3年間据置

課税

- ① 評価額の急上昇に対応するため、ゆるやかに課税標準額を上昇させる負担調整率を適用
(例: 評価額が3倍 → 税額の伸びを3年間で15%に抑制)
- ② 住宅用地の税負担の緩和
 - ・ 小規模住宅用地の特例拡充 (1/4 → 1/6)
 - ・ 一般住宅用地の特例拡充 (1/2 → 1/3)

※ 平成4年度以降、地価が下落傾向となったため、評価額の3年据置制度は納税者にとって不利

※ 各土地間に評価水準の格差があったものを7割評価に統一したため、課税標準額と評価額が乖離(各土地間で乖離の程度がばらばら)

<平成9年度～>

評価

- ① 7割評価の実施
- ② 地価下落に対応するため、据置年度においても評価額の修正を可能に

課税

負担水準の均衡化措置 → 課税の公平の観点から、全国的に均衡のとれた評価額に対する課税標準額の乖離の度合(負担水準)を均衡化

※ 負担水準の高い土地は減税又は据え置きに

固定資産税の平成12年度評価替えの改正のポイント

(基本的なスキーム)

固定資産税額＝課税標準額（①、②のいずれか低い額）×1.4%

①価格（住宅用地は×1/6又は1/3）

②前年度課税標準額×負担水準に応じた負担調整率

(1) 商業地等

- ① 平成9年度評価替えの際の抜本改正によって導入された「負担水準の均衡化」をさらに促進する。

○「負担水準」＝
$$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額（地価公示価格の7割相当額）}}$$

- 過去の経緯から各宅地ごとの負担水準にばらつきがあるのが現状。

→ 課税の公平の観点からは、同じ資産価値（評価額）に対して同じ税額であることが求められることから、負担水準の不均衡を是正することが必要。

- 市町村の税収動向を勘案しながら、負担水準の高い土地は税額を引き下げ又は据え置き、低い土地はなだらかに引き上げる仕組みとすることにより、各宅地間の負担水準のばらつきを均衡化する。

- ② 平成9年度以来、税負担の上限を評価額の80%としてきたところであるが、都市部の商業地等の税負担感に特に配慮して、次のように段階的に引き下げる。

平成12年度、13年度：75%

平成14年度：70%

- ③ 地価下落が著しい場合の税負担感に配慮し、過去3年間の地価の全国平均下落率（12%）以上の場合には、税額据置の範囲を負担水準45%以上（通常は60%以上）とする。

- ④ 据置年度（平成13年度、14年度）において地価下落が見られる場合には、地価下落を反映して評価額の修正を行う（下落修正措置）。

- ⑤ 評価替えに伴う市町村財政への影響にも配慮。

(2) 住宅用地

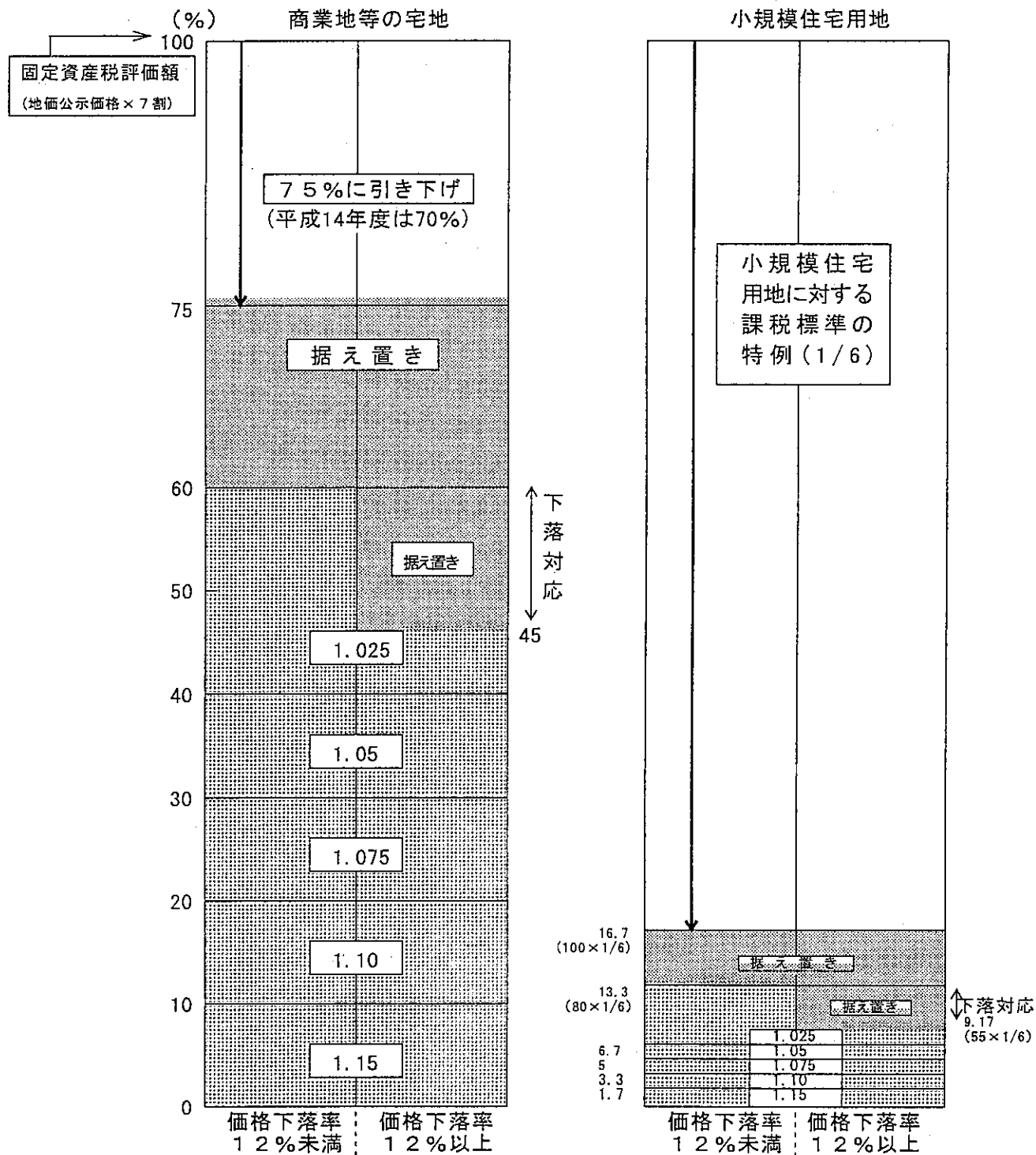
住宅用地については、負担水準に応じた現行と同様の負担調整措置を引き続き講ずる。

宅地に係る固定資産税の課税のしくみ（平成12年度～平成14年度）

（基本的なスキーム）

固定資産税額

$$= \text{課税標準額} (\text{前年度課税標準額} \times \text{負担水準に応じた負担調整率}) \times 1.4\%$$



$$\text{○負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額 (小規模住宅用地の場合は新評価額} \times 1/6)} \times 100 (\%)$$

$$\text{○価格下落率} = \frac{\text{平成9年度評価額} - \text{新評価額}}{\text{平成9年度評価額}} \times 100 (\%)$$

平成13年度又は平成14年度において、さらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により評価額に修正を加えることができる。